

Ⅲ 研究ノート Ⅲ

NATOのボスニア空爆と国連安全保障理事会

澤 喜司郎

はじめに

1949年4月の北大西洋条約に基づいて設立された北大西洋条約機構(NATO)は、「第二次世界大戦後の東西対立激化を背景に発足し、加盟国の集団的防衛を主たる目的としている」(外務省『外交青書2012』)とされています¹⁾。そのため、東西冷戦の終結により「冷戦の産物」としてのNATOは解消するものと思われていましたが、「欧州のほとんどすべての国が悪夢と考える統一ドイツの『ひとり歩き』を封じるためにも、NATOは解消されてはならなかった」(佐瀬昌盛『NATO-21世紀からの世界戦略』文春新書、平成11年)とされています。

NATOの前身とされるのが、1948年3月17日に英国、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの5か国が調印した「経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約」(ブリュッセル条約)に基づいて設立されたブリュッセル条約機構です。同機構は、第二次世界大戦後の東欧諸国の共産化を背景とした東西対立の激化の中で設立されましたが、西

1) 東西冷戦はトルーマン・ドクトリンに始まり、その主張はNATOに受け継がれたとされています。トルーマン・ドクトリンとは「1947年3月12日に、アメリカのトルーマン大統領が連邦議会での演説で表明した、戦後アメリカ外交の原則。世界を自由な世界と抑圧された世界に分類し、『世界史の現時点において、ほとんどの国が、2つの生活様式のいずれか一方を選ぶよう迫られている。しかもその選択は自由でないことがあまりにも多い』、『武装した少数または外部の圧力による征服の企てに抵抗している自由な諸国民を支援することが、合衆国の政策でなくてはならない』と論じた」とされています(『国際政治事典』弘文堂、平成17年)。

欧5か国だけではソ連の軍事的圧力に対抗できなかつたため、米国を西欧防衛に巻き込むことが必要と考えられていました。こうして設立されたのがNATOです。

「北大西洋同盟は、史上最も成功した防衛的同盟であった」(ロンドン宣言)²⁾と言われるのは、「二大軍事ブロック間で、核兵器のぶん投げ合いはもとより一発の銃弾さえ撃ち交わされることなく…NATOは戦わずして勝利のうちに冷戦を終えた」(佐瀬昌盛, 前掲書)からです。しかし、冷戦終結後のNATOはボスニア・ヘルツェゴビナ紛争, コソボ紛争, アフガニスタン紛争, リビア内戦などに軍事介入しました。米国が主導する現在のNATO軍は、米国が国軍を持って直接に軍事介入できない紛争などに投入され、そのためNATOは米国の国外民兵組織の役割を果たしています。³⁾

本稿では、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争⁴⁾に軍事介入したNATOによるボスニア空爆の国際法上の問題を、国連安全保障理事会決議(以下、安保理決議と略す)を中心に検討することにします。

1 NATOの創設と国連の矛盾

1949年4月4日にワシントンで、米国、英国、フランス、イタリア、ベル

2) Declaration on a Transformed North Atlantic Alliance issued by the Heads of State and Government Participating in the Meeting of the North Atlantic Council (The London Declaration), 6 July 1990.

3) 「人民網日本語版」(2012年5月22日)は、「米同時多発テロ以降、米国はNATOを世界で展開する対テロ戦争の道具に変え、西側民主主義を広める『国際警察』に格上げしようとした」とし、「IRIBラジオ日本語」(2011年3月25日22時28分配信)は、「時が経つにつれ、NATOは、国連安保理の決議を執行する、国際警察のような役目を果たすようになっているようです」としていました。

4) ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争とは、1992年3月にユーゴスラビアからの独立宣言を行ったボスニア・ヘルツェゴビナで、1995年まで続いた内戦をいい、ボスニア紛争とも呼ばれています。当時、同国には約430万人が住み、44%がボシュニャク人(ムスリム人)、33%がセルビア人、17%がクロアチア人で、異なる民族で構成されていました。ボシュニャク人とクロアチア人が独立を推進したのに対し、セルビア人はこれに反対し分離を目指したため、両者間の対立は次第に深刻化し、対立が全土で軍事衝突に発展し、その結果、死者20万、難民・避難民200万が発生したとされています。

ギー、オランダ、ルクセンブルグ、ポルトガル、デンマーク、ノルウェー、アイスランド、カナダの12か国が北大西洋条約に署名し、NATOが創設されました。同条約は、前文で「締約国は、集団的防衛並びに平和及び安全の維持のためにその努力を結集する決意を有する」とし、第3条で「締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的の及び集団的の能力を維持し発展させる」、第5条で「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第51条の規定によって認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」と規定しています。

ここから明らかのように、NATOは集団防衛のための軍事同盟（北大西洋同盟）で、条約には仮想敵国は明記されていませんが、前文が「締約国は、民主主義、個人の自由及び法の支配の諸原則の上に築かれたその国民の自由、共同の遺産及び文明を擁護する決意を有する」としていることから、NATOは非民主主義国家（共産主義国家や独裁国家）を仮想敵国としつつも、その中のソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連と略す）が主として意識されていました。⁵⁾

1952年2月28日にギリシャとトルコがNATOに加盟し、NATOの領域拡大（東方拡大）が始まり、1955年5月5日には西ドイツが加盟しました。西ドイツが加盟すると、NATO初代事務総長のヘイスティングス・イスメイ卿は、

5) 非民主主義国家を仮想敵国とするNATOに、当時、サラザール独裁体制下にあったポルトガルが署名国となったのは、ポルトガルは大西洋上にアゾレス諸島を領有し、北米大陸から欧州への軍事的中継基地としてのアゾレス諸島の価値は、リスボンの非民主性に目をつむってでもNATOとしては断念不能だったからと言われていています（佐瀬昌盛、前掲書）。

NATOの目的は「米国人を引っ張り込み、ロシア人を締め出し、ドイツ人を抑え込んでおくことにある」と述べていました(佐瀬昌盛, 前掲書)。西ドイツのNATO加盟に対し、ソ連は1955年5月14日に「アルバニア人民共和国, ブルガリア人民共和国, ハンガリー人民共和国, ドイツ民主主義共和国, ポーランド人民共和国, ルーマニア人民共和国, ソビエト社会主義共和国連邦及びチェコスロバキア共和国間の友好, 協力及び相互援助条約」(ワルシャワ条約)を締結し, NATOに対抗する軍事同盟のワルシャワ相互防衛援助条約機構(WPO)を創設しました。⁶⁾

問題は, NATOが国際連合(以下, 国連と略す)と矛盾することです。それは, 国際連合憲章(以下, 国連憲章と略す)第2条3が「すべての加盟国は, その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」, 同条4が「すべての加盟国は, その国際関係において, 武力による威嚇又は武力の行使を, いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも, また, 国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」としているため, 集団防衛が目的であっても軍事同盟の創設は国連の理念に反するからです。

ただし, 北大西洋条約に謳われている国連憲章第51条が「この憲章のいかなる規定も, 国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には, 安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間, 個別的

6) ワルシャワ条約は, 前文で「再軍国化した西ドイツの参加の下における『西欧連合』の形における新たな軍事的共同戦線の結成及び北大西洋ブロックへの西ドイツの加入を規定し, その結果新戦争の危険が高まり, かつ, 平和愛好国の安全に対する脅威が醸成されたパリ協定の批准によってヨーロッパに生じた情勢を考慮し」「ヨーロッパの平和愛好国が, これらの情勢の下に, その安全の擁護及び, ヨーロッパにおける平和の維持のため, 必要な措置を執らなければならないことを確信する」とした上で, 西ドイツと西欧連合つまりNATOを仮想敵国とし, 「締約国は, 締約国の一又は二以上の国に対する武力攻撃の危険が生じたといずれかの締約国が認めたときには, その共同防衛を確保し」(第3条), 「ヨーロッパにおける締約国の一又は二以上の国に対するいずれかの国若しくは国家群からの武力攻撃の場合には, 各締約国は, 国際連合憲章第51条に従い, 個別の又は集団的な自衛権の行使として, このような攻撃を受けた一又は二以上の国に対し, 個別に, 及び他の締約国との合意により, その必要と認めるすべての手段(武力の行使を含む)により, 即時の援助を与えなければならない」(第4条)と規定していました。

又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と集団的自衛の権利を認めているため、集団防衛のための軍事同盟の創設も国連憲章に違反しないこととなります。ただし、国連憲章草案段階では集団的自衛権を認めていなかった米国、英国、ソ連は、国連憲章に追加された第51条をうまく利用したことになります⁷⁾。そのため、国連は全体としての集団安全保障体制の中に、ほぼ同じ性格の集団防衛規定を持つ軍事同盟としてのNATOやWPOを置く形になり、これは「国連による国際の平和及び安全の維持」は夢であって、現実とはほど遠いものであること、つまり安全保障に関して米国などは国連が機能しないことを当初から認識していたことを意味します。⁸⁾

2 冷戦終結とNATOの変容

1985年にソ連共産党書記長に就任したミハイル・ゴルバチョフ氏は、改革(ペレストロイカ)及び新思考外交を掲げて、国内体制の改革と大胆な軍縮提案を行い、西側との関係の改善に乗り出しました。また、東欧諸国に対しても改革を促し、その結果、1989年9月にポーランドではポーランド統一労働者党が失脚して政権が交代し、10月にハンガリーで、11月にチェコスロバキア、12月にルーマニアで共産党政権が倒されました。また、11月に東ドイツが冷戦の象徴とされたベルリンの壁の開放を宣言し、これら東欧の共産党

7) 1945年4月25日から6月26日にサン・フランシスコで、国連設立のための連合国会議が開催され、米国、英国、ソ連、中華民国の4か国がまとめたダンバートン・オークス提案(国連憲章草案)が検討されましたが、安保理の表決方式に従えば、拒否権を有する国は自らが加盟していない地域的機構の強制措置を阻止することが可能となり、地域的機構の行動が左右されることに米州諸国が不満を表明したため、自衛権は地域的取極の規定からは独立し、国家は武力攻撃を受けた場合、安保理の事前の許可を得るまでもなく、個々に、または共同で防衛行動に着手することが可能とされるようになりました(松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論—」『レファレンス』第696号、平成21年1月)。

8) 香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之「国際法概説第4版」(有斐閣、2001年)は、戦後締結されたこのような地域的な相互援助の取極等は、国連憲章51条を援用し、締約国への武力攻撃に対する個別的・集団的自衛権を行使するための条約であることを謳っていることから、国連の安全保障体制を骨抜きにし、その分裂を深めたとしています。

政権が連続的に倒された革命が東欧革命と呼ばれています。

他方、1989年12月に地中海のマルタ島で、ゴルバチョフ書記長とジョージ・H・W・ブッシュ米大統領が会談し、米ソ冷戦の終結が宣言されました⁹⁾。そして、1991年7月に「1955年5月14日にワルシャワで署名された友好、協力、相互援助に関する条約及び1985年4月26日にワルシャワで署名された同条約の効力延長に関する議定書の効力停止に関する議定書」に署名され¹⁰⁾、12月にソ連が崩壊しました。そのため、ソ連を仮想敵国としたNATOは、その使命を終えたことになり、NATOは解散すべきとの主張もありましたが、NATOは大きく変容し、存続を図りました。

1990年7月6日に、NATO加盟16か国首脳は「変容した北大西洋同盟の宣言」(通称「ロンドン宣言」)を発表し、その中で「我々は、新しい欧州における各国の安全は、その隣国の安全と分かちがたく結び付いていることを認識する。NATOは、欧州各国とカナダ、米国が単に共同防衛のためだけでなく、欧州のすべての国とのパートナーシップを築くための機関とならなければならない。NATOは、冷戦時代は敵対国だった東側の国々と接触し、友情の手を差し伸べねばならない」(第4項)、「我々は引き続き防衛的な同盟として、すべての加盟国の領土を守り続ける。我々は侵略的な意図は持っておらず、すべての紛争を平和的に解決することを約束する。我々は如何なる状況にお

9) 『外交青書1990』は「この会談で、米ソ双方は、米ソ関係が全く新たな時代を迎えつつあるとの認識を表明し、冷戦の発想を超えて、対話と協調を基礎とする新しい米ソ関係の構築に向けて双方が努力するとの姿勢を世界に示した」としています。

10) 同議定書は、前文で「1955年5月14日にワルシャワで署名された友好、協力、相互援助に関する条約加盟諸国は、対決と大陸分割の終焉を意味する欧州で進行中の深淵な変革に留意し、新しい情勢を考慮して相互関係を二国間ベースで、或いは関心の度合いに応じて多国間ベースで積極的に発展させることを意図し、欧州における通常兵器に関する条約に署名し、敵対国ではない旨及び新たなパートナーシップと協力の関係を築いていく旨を声明した22か国の共同宣言の意義を指摘し、全欧安保構造への漸進的な移行促進を決意し、1990年11月の全欧州安全保障協会議のパリ首脳会合で達成された取極に立脚する」とした上で、第1条は「1955年5月14日にワルシャワで署名された友好、協力、相互援助に関する条約(以下ワルシャワ条約という)及び1985年4月26日にワルシャワで署名された友好、協力、相互援助に関する条約の効力延長に関する議定書は、本議定書発効の日とその効力を停止する」、第3条第1項は「本議定書は、批准されなければならない」と規定していました。

いても、決して最初に武力を行使しない」(第5項)、「欧州が変化したように、我々も防衛に関する考え方を変えねばならない」(第11項)と、NATO存続を明確に主張していました。

また、NATO加盟国首脳は1991年11月7～8日に、「同盟の新しい戦略的な概念」¹¹⁾と題する文書を採用し、その中で「過去の支配的な脅威と対照的に、同盟の安全にとって残存する危険は多面的かつ多方向的で、予測し評価することが難しい。欧州の安定と同盟国の安全が維持されなければならないとするなら、NATOはそのような危険への対応能力を持たねばならない。これらの危険は、さまざまな方法で起こると思われる」(第8項)、「同盟の安全にとっての危険は、同盟の領域に対する計画的な侵略から生じるのではなく、むしろ多くの中央及び東欧諸国が直面している民族の対立や領土問題を含む重大な経済・社会・政治的困難に起因する不安定から生じる。起こるかもしれない緊張は、それが限定されたままならば、同盟国の安全と領土保全にとっての直接的な脅威にはならない。しかし、その緊張は欧州の安定に不都合な危機に、また武力紛争に発展しかねない」(第9項)、「同盟軍の主要な役割が、加盟国の安全と領土保全を保障することに変わりはない。しかし、この役割は、世界的な脅威や、多面的で多方向的な危険という新しい戦略的な環境を考慮しなければならない。同盟軍には、平和、危機、戦争で果たすべき違った任務がある」(第40項)、「同盟は、国連の任務のために軍隊を提供することによって、国際の安定と平和に貢献するように求められている」(第41項)と、同盟国の防衛だけでなく、国連の任務を遂行するために同盟軍を運用するとしていました。

ここで留意すべきは、NATOは「国連の任務のために軍隊を提供する」、言い換えれば国連からの授権によって軍事行動を行うとしている点で、それに関連して、集団防衛同盟としてのNATOはこれまでの領域を越えて、つまり領域外での軍事行動を行う可能性が出てきたことです。ロンドン宣言や「同盟の新しい戦略的な概念」、「平和と協力に関するローマ宣言」¹²⁾には「領

11) The Alliance's New Strategic Concept, 07 Nov. 1991 - 08 Nov. 1991.

域外」という文言は使われていませんが、次第に「領域外での軍事行動」という考えがNATOの中で広がっていきました。¹³⁾

3 NATOと地域的機関

冷戦が終結し、変容したNATOの「領域外」への進出で問題になったのがボスニア空爆です。それは、NATOの空爆が安保理の授權によるものなのか、それとも授權とは無関係にNATOが自らの意志で空爆を行ったのか、という問題です。そのため、安保理決議の検証が必要になります。

1992年10月9日に採択された安保理決議781は、前文で「ボスニア・ヘルツェゴビナ上空での軍用機の飛行禁止の確立が、人道支援物資の輸送の安全にとっての本質的な要素であること、ボスニア・ヘルツェゴビナでの停戦のための疑う余地のない手段であることを考慮し、ボスニア・ヘルツェゴビナでの人道支援物資の輸送の安全を確保することを目的とした決議770 (1992年) により行動する」とした上で¹⁴⁾、「旧ユーゴスラビア領空での軍用機の

- 12) 1991年11月8日にNATO加盟国首脳は、「平和と協力に関するローマ宣言」と題する文書を採用し、その中で「我々はもはや大量破壊兵器の脅威に直面していないが、全体的な戦略的均衡を維持し、我々の安全保障に対する潜在的な危険に対処し続けるという慎重さが我々に要求されている。不確実で予期できない状況の下では、我々の同盟の価値は変わらない」(第4項)と同盟の役割を示し、「我々の戦略的な概念は、同盟の安全保障に影響を及ぼす、大量破壊兵器の拡散を含む広範な危険やテロや破壊活動の危険などを強調している。我々は、北大西洋条約第4条の下でそのような危険への対処の重要性を再確認する」(第19項)と新しい危険(脅威)を指摘していました。
- 13) たとえば、NATO事務総長のマンフレッド・ヴェルナー氏は、「力強い同盟」(NATO Review, No.6, Dec 1992)の中で、「変化する国際環境の下で、NATOは新しい役割と任務を引き受けなければならない」「それには2つの領域があり、現在、我々はその間に努力を集中している」「一つは、中・東欧及び中央アジア諸国の安定に関心を持ち、これらの国々はすでにNATOが提供する安全と安定から利益を受けている」「我々が同盟の新しい役割を急速に展開しているもう一つの領域が危機管理で、我々の関心と、安全保障が我々の境界に止まらないことは、全く明らかである。我々は、危機管理技術と軍事組織を持つNATOが平和維持任務に貢献できると決めた」と述べ、領域外任務の重要性を強調していました。
- 14) 安保理決議770 (1992年8月13日)は、前文で「ボスニア・ヘルツェゴビナの実態が国際の平和と安全に対する脅威であることを認識し」「国連憲章第7章の下で行動する」とした上で、「国連人道支援組織や他の支援組織によるボスニア・ヘルツェゴビナのサラエボやその他の地域への支援物資の輸送を国連と協力して促進するため、諸国家が

飛行禁止の監視を国連保護軍に要請し」(第2項)、「諸国家が、単独または地域的機関若しくは取極を通じて、上記第2項の目的を達成するため、技術的監視や他の能力に基づいて、国連保護軍を支援するための必要なあらゆる措置を講ずることを要求する」(第5項)としていました。この決議が受け、NATOは1992年10月に空域監視に乗り出しました。

他方、海域については、1992年11月16日に採択された安保理決議787は、前文で「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の事態が平和に対する脅威であると決定したことと、同共和国における人道支援の実施が地域の平和及び安全を復活させるための安保理の重要な任務であることを再び断言し」「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国での大規模かつ組織的な人権侵害と、国際人権法の深刻な侵害が続いていることを明らかにした国連人権委員会の報告を注視する」とした上で、「国連憲章第7章及び第8章の下で、単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動している諸国家が、海上貨物と輸送先の検査及び照会のため、あらゆる船舶を停船させるための特殊事情に相応する手段を用いること、及び決議713(1991年)と決議757(1992年)の履行を確保することを要請する」(第12項)とし、船舶の臨検を要請しました¹⁵⁾。この決議に基づいて、NATOと西欧同盟(WEU)は1992年11日にアドリア海に海軍を派遣し、ユーゴスラビア領海に進入する商船の停船及び臨検を行うように

単独または地域的機関若しくは取極を通じて、必要なあらゆる措置を講ずることを要請する」(第2項)、「支援物資の輸送に従事する国連及び他の職員の安全を確保するため、あらゆる関係者が必要な措置を講ずることを要求する」(第6項)としていました。これは、武力行使を含む「必要なあらゆる措置」を講ずることを要請していますが、支援物資の輸送の警護を目的としたものです。

なお、河原節子「人道的介入をめぐる議論と規範の生成」(『外務省調査月報』2012年度No.3, 2013年3月)は、「この決議は、国内紛争において加盟国に武力行使を授権した初の決議であるが、単独武力行使によるリスクは大きいと考えられたため、ただちに適用されることはなかった。但し、この決議はPKO活動拡大・変質の端緒となった」としています。

- 15) 安保理決議713(1991年9月25日)は、「国連憲章第7章の下で、あらゆる国家はユーゴスラビアの平和と安定を確立するため、ユーゴスラビアへの武器及び軍事装備のあらゆる輸送に関する一般的及び完全な通商禁止を即座に履行すべきことを決定する」(第6項)と、武器等の禁輸を決定し、安保理決議757(1992年5月30日)は、あらゆる商品や生産物の輸出入や積替え、航空機の離発着の抑制などの包括的な経済制裁をあらゆる国家に課すよう決定しました。

なりました。¹⁶⁾

ここで問題となるのが、NATOによる空域監視や船舶の臨検の法的根拠で、安保理決議781と安保理決議787はいずれも「地域的機関若しくは取極」という文言を用い、NATOが「地域的機関」であるとし¹⁷⁾、国連憲章第53条第1項が「安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極または地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基づいて又は地域的機関によってとられてはならない」としていることが法的根拠と考えられています。地域的機関については国連憲章第8章に規定されていますが¹⁸⁾、NATOは国連憲章第8章のいう地域的機関ではなく、国連憲章第7章に基づいて創設された軍事同盟であり、そのNATOにとってボスニア・ヘ

- 16) 西欧同盟 (WEU) は、冷戦期の西欧諸国間の防衛に関する合意事項を謳った「ブリュッセル条約」(1948年署名) の実行を使命とした国際組織です。西欧同盟国の英国、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、ギリシャの10か国は、NATOと欧州連合 (EU) の両方に加盟し、西欧同盟の集団的自衛条項が「リスボン条約」(2009年発効) に引き継がれ、2010年3月31日に「ブリュッセル条約」の効力が停止され、西欧同盟の活動は2011年6月30日に正式に終了しました。
- 17) たとえば、『外交青書2004』は「欧州には、EU、NATO以外にも、安全保障分野で欧州安全保障協力機構 (OSCE)、また、人権や法などの分野で欧州評議会 (CE) といった地域機関があり、活発な活動を展開している」とし、中央大学法科大学院教授・国連大学学長特別顧問の横田洋三氏は、NATOを地域的機関としています (『NIRA政策研究』Vol17.No.10、平成16年10月)。他方、衆議院憲法調査会事務局『『地域安全保障 (憲法の視点からのFTA問題を含む)』に関する基礎的資料』(衆憲資第49号、平成16年4月) は、国連憲章第8章の規定に従い、「域内の平和と安全のために、地域的紛争の平和的解決に努め、適当な場合には安保理の許可を得て強制措置をとる」という意味における地域的機関の代表例として、米州機構 (OAS)、アフリカ統一機構 (OAU)、アラブ連盟 (LAS) が挙げられている」としています。
- 18) 国連憲章第52条は「この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする」(第1項)、「前記の取極を締結し、又は前記の機関を組織する国際連合加盟国は、地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極または地域的機関によってこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない」(第2項)、「安全保障理事会は、関係国の発意に基くものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取極又は地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない」(第3項)としていました。

ルツェゴビナ紛争は第8章第52条の言う「地方的紛争」ではなく、領域外の紛争です。しかし、変容したNATOは「領域外での軍事行動」の展開を指向していたため、空域監視や船舶の臨検を自発的に行うようになったと考えられています。¹⁹⁾

4 NATOと武力行使の授権

安保理決議816（1993年3月31日）は、前文で「国連憲章第8章を想起し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の状況が国際の平和及び安全に対する脅威であると認定し、国連憲章第7章のもとで行動する」とした上で、「決議781（1992年）で設定された飛行禁止には、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領空内で固定翼及び回転翼の小型機の飛行を含むと決定する。ただし、下記第2項の国連保護軍によって許可された飛行には適用されない」（第1項）と小型機の飛行も禁止し、続けて「本決議採択7日後に、単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国に、安保理の権限の下で、または国連事務総長及び国連保護軍との密接な協力の下で、飛行禁止を確保するために、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領空内で必要なあらゆる措置を

19) なお、この意味において、NATOの「領域外での軍事行動」はNATOが独自に決めたことであり、国際法的に認められたものではありません。このようなNATOの驕心は、NATOが特別な存在であることに関係し、それは「同盟の新しい戦略的な概念」が「同盟軍の主要な役割が、加盟国の安全と領土保全を保障することに変わりはない。しかし、この役割は、世界的な脅威や、多面的で多方向的な危険という新しい戦略的な環境を考慮しなければならない。同盟軍には、平和、危機、戦争で果たす違った任務がある」「同盟は、国連の任務のために軍隊を提供することによって、国際の安定と平和に貢献するように求められている」と述べていることから明らかです。他方で、米国、英国、フランスが安保理常任理事国であり、先進7か国（G7）のうち、日本を除く6か国がNATO加盟国で、日本とNATOは基本的価値とグローバルな安全保障上の課題に対する責任を共有するパートナーとされています。

また、北大西洋条約第1条は「締約国は国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びに、それぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるものも慎むことを約束する」と謳っています。

講ずる権限を付与する」(第4項)と²⁰⁾、飛行禁止を確保するために「必要なあらゆる措置」を講ずる権限を加盟国に付与しました。本決議に基づいて、NATOは1993年4月12日からボスニア・ヘルツェゴビナ領空での飛行禁止強制措置に乗り出し、1994年2月28日にはNATO機がボスニア・ヘルツェゴビナ領空でセルビア人勢力の軍用機4機を撃墜しました。

また、安保理決議836(1993年6月4日)は、その前文で「決議781(1992年)、決議786(1992年)、決議816(1993年)によって設定された、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領空における軍用機の飛行禁止を確認し」「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の状況が国際の平和と安全に対する脅威であると認定し」「国連憲章第7章のもとで行動する」とした上で²¹⁾、「国連保護軍の任務

20) 国連保護軍(UNPROFOR)は、ユーゴスラビア紛争において旧ユーゴスラビア領域に展開した国連平和維持軍で、安保理決議743(1992年2月21日)に基づいて設立されました。同決議は、前文で「ユーゴスラビア諸国の状況は国際の平和と安全にとっての脅威である」「国連憲章の下での国際の平和と安全のための国連の責任と、国連憲章第8章の規定を想起する」とした上で、「国連平和維持計画に従って国連保護軍を安保理の権限の下で創設することを決定し、事務局長に国連保護軍の一刻も早い展開を確保するために必要な措置を講ずることを要請する」(第2項)としていました。

21) また、安保理決議836は、その前文で「武力攻撃と、国連加盟国としてのボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重しない行動を非難し、国際人道法に対する重大な違反から生ずる、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の深刻で耐え難い状況を再警告し、武力による領土奪取と、「民族浄化」は不法で受け入れられないものであることを再確認し」「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領域、特にサラエボ、ピハチ、スレブレニツァ、ゴラジュデ、ツツラ及びジェバの安全地域における住民の窮状に警告を発する」としていました。

なお、安全地域について、安保理決議819(1993年4月16日)は、「スレブレニツァ及びその周辺を、いかなる武力攻撃もしくは他の敵対行為のない安全地域として、あらゆる関係国が取り扱うことを要求する」(第1項)とし、「事務局長が安全地域の人道的状況を考慮して、スレブレニツァ及びその周辺での国連保護軍を増強するための手段を即座に講ずることを要請する」(第4項)としていました。また、安保理決議824(1993年5月6日)は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の首都サラエボと、スレブレニツァと同じように危険が迫っている地域、特にツツラ、ジェバ、ゴラジュデ、ピハチ、及びその周辺が、あらゆる関係国によって安全地域として取り扱われるべきであると表明する」とし、安全地域を6都市に拡大しました。

他方、安保理決議786(1992年11月10日)は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)の空域での現在の国連保護軍及び欧州諸共同体監視任務の展開を歓迎し」(第1項)、「あらゆる関係国は、ボスニア・ヘルツェゴビナの空域でのあらゆる航空機の飛行禁止に従って行動しなければならないことを再び断言する」(第2項)としていました。

を拡大し、安全地域に対する攻撃を阻止し、停戦を監視し、兵員の撤退を促進し、地上の重要な拠点を占拠し、住民に対する人道支援物資の輸送に参加することを決定する」(第5項)と国連保護軍の任務を拡大し、「いかなる勢力による安全地域に対する砲撃や安全地域への武力侵入に対して、また、安全地域内及びその周辺において国連保護軍や人道支援物資輸送隊の移動の自由が故意に妨害される場合には、決議770(1992年)で定められた任務に加え、上記第5項の任務を遂行し、自衛行動として、武力の行使を含む必要ならわらざる措置を講ずる権限を国連保護軍に付与する」(第9項)と、国連保護軍に任務遂行のために自衛的な武力行使を認めました。

また、同決議は「単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国が、安保理の権限の下で、または国連事務総長及び国連保護軍との密接な協力の下で、国連保護軍を支援するために、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の安全地域内及びその周辺で、空軍力を使用して、必要なあらゆる措置を講ずることを許可する」(第10項)と、加盟国に国連保護軍を支援するための「必要なあらゆる措置」を講ずる権限を付与しました。

この決議を受け、1993年8月1日にビル・クリントン米大統領は、ボスニアのセルビア人武装勢力に対し、空爆を辞さない姿勢を打ち出し、8月9日のNATO臨時大使会議はNATO軍事委員会が策定したセルビア人武装勢力に対する空爆計画を承認し、10月9日に空爆を行いました。ここで問題となるのが、NATOによる武力行使の法的根拠で、安保理決議816と安保理決議836はいずれも「単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国」に「必要なあらゆる措置」を講ずる権限を加盟国に付与していますが、ここでもNATOが「地域的機関」であるかどうか問題になります。²²⁾

22) たとえば樋山千冬「冷戦後の国連安保理決議に基づく『多国籍軍』(『レファレンス』626号、2003年3月)は、「1994年2月、NATOは安保理決議第816号によりボスニア・ヘルツェゴビナ上空を飛行したセルビア人勢力に属する軍用機を撃墜した。1994年4月から1995年2月まで、NATOは決議第836号によりセルビア人勢力の軍事目標を、1995年8月から9月までセルビア人勢力の支配地域を攻撃した。NATOとWEUは、本来は集団的自衛(憲章第51条)を目的として結成されたものであったが、これらの決議が憲章第7章及び第8章に言及していることから、これらの機関は、憲章第8章にいう地域的機関として位置づけられたものと考えられる」としています。

しかし、問題の本質は安保理決議ではなく国連憲章にあります。それは、国連憲章第48条は「国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部または一部によってとられる」(第1項)としていますが、「前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される」(第2項)と規定し、NATOに加盟している国連加盟国がNATOの名の下で安保理決議を履行することを認めているからです。

5 NATO空爆と国連事務総長の要請

ガリ国連事務総長は1994年2月6日にNATOに対し、サラエボ周辺の武装勢力への空爆を書簡で要請し、翌7日にEU外相理事会はサラエボを包囲しているセルビア人武装勢力に対し、包囲を即時解除させるためにあらゆる手段をとる必要があるとの声明を発表しました。そのため、2月11日にガリ事務総長はNATOがセルビア人武装勢力への空爆の最後通牒をしたとして、ボスニア各地での空爆を要請する権限を明石康・事務総長特別代表(旧ユーゴスラビア問題担当)に付与したことを明らかにしました。²³⁾

また、河原節子「人道的介入をめぐる議論と規範の生成」(掲掲)は、「UNPROFORのマンダートの拡大(安全地帯への攻撃の抑止、武装勢力の撤退の促進等)及び人道支援の妨害に対して武力の行使を含むあらゆる措置を自衛においてとる権限の付与、加盟国(実質的には北大西洋条約機構)によるUNPROFOR支援のための空軍力を含む『あらゆる措置』をとる権限の付与等が相次いで決定された」と、加盟国とは実質的にNATOを指していたとしています。

- 23) 1992年5月12日にガリ国連事務総長によって、ユーゴスラヴィア全域の難民・避難民に対する人道支援を担当する機関に指名された国連難民高等弁務官事務所は、ボスニア内での支援活動を実施しましたが、紛争当事者による強迫、窃盗、威嚇などで支援物資の輸送が妨害され、職員の安全の確保も困難な状況に直面し、5月18日には赤十字国際委員会がボスニアでの職員に対する襲撃を受けて活動を全面的に停止しました。そのため、6月5日に国連と紛争各派が人道支援を目的とするサラエボ空港の再開に合意し、6月29日に安保理決議761が採択され、7月3日にサラエボ空港への支援物資の空輸が開始されました。また、安保理決議761は前文で「サラエボ及び周辺への支援物資の迅速な輸送の緊急性を強調する」とした上で、「サラエボ空港の安全と機能、及び支援物資の輸送を確保するため、国連保護軍に追加の任務を課す権限を事務総長に付与

問題は、国連事務総長に空爆を要請するというような権限があるのかどうかです。国連憲章は、「事務総長は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会及び信託統治理事会のすべての会議において事務総長の資格で行動し、且つ、これらの機関から委託される他の任務を遂行する。事務総長は、この機構の事業について総会に年次報告を行う」(第98条)、「事務総長は、国際の平和及び安全の維持を威嚇すると認める事項について、安全保障理事会の注意を促すことができる」(第99条)としていますが、この条項からはそのような権限があるとは読み取れません。

しかし、国連広報センター(基本情報「事務局/事務総長」)は、「事務総長は毎年年次報告を発表し、国連活動を総括し、将来の優先課題について概説する。しかし、事務総長が果たすもっとも重要な役割の一つは、事務総長の『あっせん』である。これは、事務総長の独立性、公平さと誠実性を利用して、国際紛争が発生、拡大、拡散するのを防ぐために、事務総長が公的にまたは私的にとる措置である」としています²⁴⁾。たとえば、安保理決議457(1979年12月4日)は「事務総長に対し、本決議の即時実施のための斡旋及びあらゆる適切な措置をとることを要請する」(第4項)としていました。

なお、安保理決議816及び安保理決議836はいずれも、「安保理の権限の下で」という文言と並行的に、「国連事務総長との密接な協力の下で」という表現で、安保理決議816では飛行禁止を確保するために「必要なあらゆる措置」を講ずることを、安保理決議836では国連保護軍を支援するための「必

する」(第1項)としていました。

なお、事務総長特別代表については、ある一つの国で活動を行っている国連諸機関はそこで国連カントリーチーム(UNCT)を形成し、その代表者は国連常駐調整官(RC)と呼ばれ、国連事務総長の代表として任命されます。多面的な国連PKOミッションが派遣される場合には、新たに事務総長特別代表(SRSG)が任命され、国連全体の代表者となるとされています。

24) また、国連広報センター(基本情報「安全保障理事会/任務と権限」)は「平和への脅威に関する苦情を受けると、一般に理事会が最初にとる行動は、平和的手段によって合意に達するよう当事者に勧告することである。平和的解決のための原則を提示することもある。ある場合には、理事会自身が調査や仲介を行う。また、紛争の平和的解決を図るために使節団を派遣したり、特別代表を任命したり、また事務総長にあっせんを要請することもある」としています。

要なあるゆる措置」を講ずることを「単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国」に国連事務総長が要請できるとされていました。しかし、NATOによる1993年4月12日からのボスニア・ヘルツェゴビナ上空での飛行禁止強制措置の履行と、1993年10月9日のNATO空軍機によるセルビア人武装勢力の空爆は、国連事務総長の要請によるものではなく、NATOの判断によるものです。²⁵⁾

安保理決議に基づく国連事務総長からの要請があれば、NATOの空爆は安保理からお墨付きを得た形となり、空爆要請を受け、1994年4月10日に米軍機がボスニア・ヘルツェゴビナの都市ゴラジュデを包囲するセルビア人武装勢力を初めて空爆し、4月18日にはガリ事務総長がNATOに本格的空爆を要請しました。そのため、NATOは4月22日にボスニアのセルビア人武装勢力に攻撃を即座に中止しない場合には、空爆を実施すると発表しました。

国連事務総長にこのような権限が与えられているのは、国連加盟国に「必要なあるゆる措置」を講ずる権限を付与する安保理決議が採択され、加盟国に決議の履行を期待しても、軍事行動には多額のコストがかかるため好んで決議を履行する加盟国がないからです。また、国連軍は国連憲章上には存在しますが、現実には存在せず、国連軍を編成しようとすれば時間がかかるからです。そのため、国連憲章第43条は「国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ1又

25) 安保理決議908 (1994年3月31日) は、「単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国が、安保理の権限の下で、または国連事務総長及び国連保護軍との密接な協力の下で、国連保護軍のマンデート (権限・任期を含む職務・筆者加筆) に従事する国連保護軍要員を防衛する上で、空軍の支援をクロアチア共和国の領域まで拡大するために必要なあらゆる措置を講ずることを決定した」(第8項) と、「国連事務総長との密接な協力の下で」という表現で、国連事務総長による「地域的機関若しくは取極」への空爆要請を認めています。

また、安保理決議958 (1995年11月19日) は、「単独または地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国に、決議836 (1993年) の第10項で付与された権限、つまり安保理の権限の下で、かつ国連事務総長や国連保護軍との緊密な協力を条件として、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の安全地域の周辺で空軍の使用によって必要なあらゆる措置を講ずる権限が、クロアチア共和国で講ずる措置にも適用することを決定する」としていました。

は2以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する」(第1項)としています。

この国連憲章第43条と、上述の国連憲章第48条及び第53条が安保理決議に基づくNATOの軍事行動を正当化しています。

また、NATOは8月5日に国連保護軍の要請を受けてサラエボ近郊のセルビア人武装勢力を空爆し、9月にも国連保護軍からの要請を受けて空爆を行いました。安保理決議816及び安保理決議836はいずれも、「国連事務総長及び国連保護軍との密接な協力の下で」という表現で、国連保護軍による加盟国等への空爆要請を認めています。そのため、「必要なあらゆる措置」を講ずる権限を付与された国連保護軍からの要請で空爆を行うことには問題はなく、NATOの空爆は安保理からお墨付きを得た形になります。

6 和平協定と安保理決議1031

ジミー・カーター元米大統領のボスニア和平仲介により²⁶⁾、1994年12月19日にセルビア人武装勢力の指導者ラドヴァン・カラジッチは1995年1月1日から4か月間の停戦に合意しましたが、1995年5月1日に停戦協定の延長を拒否する声明を国連の明石特別代表に伝えたため、期限通りに停戦は終了しました。そのため、5月16日にはサラエボでボスニア政府軍とセルビア人武装勢力との間で激しい砲撃戦が始まり、NATOは国連保護軍の要請により、5月25日にサラエボ近郊のセルビア人武装勢力の弾薬庫を空爆しました。

また、NATOは8月30日から大規模な空爆を行い²⁷⁾、9月14日にセルビア人

26) 1994年11月21日と23日のNATOの空爆に対し、セルビア人武装勢力は対抗手段として少数・軽武装の国連保護軍の兵士を人質として拘束したため、国連保護軍に兵士を派遣している英国及びフランスと、さらなる空爆を主張する米国との間で意見が対立し、NATOは機能不全に陥ったと言われています。そのため、カーター氏が和平仲介に派遣されました。

27) 1995年8月30日～9月20日にNATOが行ったセルビア陸軍に対する空爆は、デリバリット・フォース作戦と呼ばれ、作戦には15か国から400機の軍用機と5000人の兵員が投入されたとされています。

武装勢力がサラエボ周辺からの銃火器の撤去に合意したのを受け、NATO はて空爆を中断しました。10月5日にクリントン米大統領が記者会見で、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の当事者が全面的停戦に合意したと発表し、10月21日にセルビア人武装勢力が停戦協定に署名したため、ボスニア全土での停戦が実現しました。11月12日に米オハイオ州デイトンのライト・パターソン空軍基地にボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビアの各大統領が集まり、和平協定に仮調印し²⁸⁾、12月14日にパリのエリゼ宮で和平協定（デイトン合意）²⁹⁾ が正式に調印され、戦闘が終結しました。³⁰⁾

なお、和平協定の附属書1A（The General Framework Agreement: Annex 1A）の中の「和平和解の軍事面に関する協定」（Agreement on the Military Aspects of the Peace Settlement）は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦、セルビア人共和国は、以下の通りに合意した」とし、第1条は「安保理は、多国籍の平和執行部隊（IFOR）を創設する権限を、加盟国または地域的機関もしくは取極に付与する決議を採択するよう懇請された。関係国は、この協定の遵守を確保し促進するために、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開するNATO加盟国及び非NATO諸国の陸海空軍によってIFORが構成されることを了承し、合意する。関係国は、国連保護軍の司令官からIFOR司令官への権限移譲をもって本附属書の軍事面の履行を始めること、及び権限移譲までの国連保護軍のマンドートを了承し、

28) 和平協定の仮調印を受け、安保理は新ユーゴスラビアへの経済制裁を即時停止する安保理決議1022（1995年11月22日）を採択しました。なお、「米オハイオ州デイトンにおける停戦交渉の過程では、1年限りの限定的な介入（「平和履行期間」）が想定されていたただけだったが、その後、国際社会による管理行政が2年延長（「平和安定化期間」）され、さらに1997年12月には無期限延長が決まった」とされています（橋本敬市「ボスニア和平プロセスにおける上級代表の役割－ポスト・デイトン期におけるマンドートの拡大－」『外務省調査月』2000年度No.3, 平成12年12月）。

29) The General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina, 14/12/1995.

30) 合意により、クロアチア人・ボシュニャク人がボスニア・ヘルツェゴビナ連邦、セルビア人がセルビア人共和国（日本ではスルブスカ共和国と呼ばれる）というそれぞれ独立性を持つ国家体制を形成し、外形上は一国内にこの2つが並立する国家連合になりました。

合意する」(1-a)。「安保理の権限の下で、またNATOの命令連鎖を通じて北大西洋理事会(NAC)の管理及び政治的統制に従って軍事行動する部隊を、NATOが設立することが了承され、合意された」(1-b)。「他の諸国家が、この附属書の軍事面の履行を支援することが了承され、合意された。関係国は、他の諸国家の参加の様式が参加国とNATOの間の合意の問題であることを了承し、合意した」(1-c)としていました。

この和平協定の調印を受け、12月15日に採択された安保理決議1031は、「和平協定に記述され、あるいは安保理によって認められたように、関係者が和平和解の履行を含むあらゆる実体と協力すること、及び和平協定附属書1Aの承諾を確実にするため、関係者が必要な軍事力の行使を含む、要請された行動を取るための下記第14項に関連する多国籍軍に権限を付与したことを承認する」(第5項)、「和平協定附属書1A及び附属書2で詳述された役割を履行するための統一された命令と統制の下で、平和執行部隊(IFOR)を創設するため、和平協定附属書1Aに関連する組織を通じて、また協力して行動する権限を加盟国に付与する」(第12項)、「平和執行部隊を防衛するため、あるいは命令の実行において平和執行部隊の軍事力を支援するため、平和執行部隊の要請により加盟国は必要なあらゆる措置を講ずる権限を加盟国に付与する」(第17項)、「決議770(1992年)、決議781(1992年)、決議816(1993年)、決議844(1993年)、決議958(1994年)により諸国家に付与された一定の措置を講ずる権限が、国連保護軍から平和執行部隊に譲渡されたとする国連事務総長の安保理への報告の日から、効力を発すると決定する」(第19項)としていました。³¹⁾

この決議によって、平和執行部隊(IFOR)の主体となるNATOは、安保理から軍事力の行使について正式に授権しました。なお、安保理決議1031

31) 安保理決議1035(1995年12月21日)は、前文で「決議1031(1995年)を想起し」「和平協定及び附属書を想起する」とした上で、「国連保護軍がIFORに権限を移譲する1年間、和平協定附属書2の業務を委託される国際文民警察官タスクフォースとして知られる国連文民警察部隊、及び国連事務総長の報告にある職務を担う国連民政官を置くことを決定する」(第2項)としています。

に基づいて国連保護軍の任務も引き継いだIFORの活動期間は1995年12月～1996年12月までの1年間とされていたため、安保理決議1088（1996年12月12日）により平和安定化部隊（SFOR）が編成され³²⁾、SFORに任務を引き継ぎました。SFORには非NATO諸国も参加していましたが、NATOの指揮下に置られました。³³⁾

おわりに

ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争に関する安保理決議の中に、NATOに軍事行動を授権するという文言はありませんが、NATOは軍事介入しました。それには2つの形態があり、国連憲章第52条の「関係国の発意に基づくものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるか」という文言が示すように、一つは加盟国に武力行使の権限が授権された安保理決議を受けてNATOが国連憲章第48条及び第53条を根拠にした自発的意思によるもので、

32) 安保理決議1088は、「和平協定附属書1Aの遵守を確保するため、第18項以下に関連する多国籍軍が、必要な軍事力の行使を含む、要請された行動を講ずる権限を関係者が付与することを承認し」（第8項）、「和平協定附属書1Aに関連する組織を通じて、あるいは協力して行動する加盟国に、和平協定附属書1A及び附属書2に明記された役割を履行するため、統一された命令と統制の下でIFORの法的後継者としての多国籍な平和安定化部隊（SFOR）を18か月間、設立する権限を付与し」（第18項）、「上記第18項の下で行動する加盟国に、和平協定附属書1Aを履行し、かつ遵守を確保するため、必要なあらゆる措置を講ずる権限を付与し、また関係国が附属書の遵守に平等に責任を持ち続け、附属書の履行とSFORの保護を確保するために必要とされるようなSFORによる強制行動に服従しなければならないことを強調し、さらに関係国がSFORの講ずる措置を承諾することを注目し」（第19項）、「加盟国に、SFORの要請により、SFORの防衛が、SFORの任務実行上での軍事的支援のいずれかのために必要なあらゆる措置を講ずる権限を付与し、また兵士に攻撃あるいは攻撃の脅威からの自己防衛のために必要なあらゆる措置を講ずることを認める」（第20項）などとしていました。

33) 現在の状況について、日本の外務省は「和平履行は、民生面を上級代表事務所（OHR）が、軍事面をNATO中心の多国籍部隊（SFOR）が担当していたが、軍事面での成果が上がり、治安も概ね安定したため、SFORは2004年末でその任務を終了、2004年12月からはEU部隊であるEUFORがボスニアの治安を維持する目的でアルテア作戦を遂行中である。国内情勢の安定化に伴い段階的に兵員数は減少しており、現在約600名が任務にあっている」としています（「ボスニア・ヘルツェゴビナ基礎データ」平成26年5月14日）。

他は武力行使を容認した安保理決議が「国連事務総長及び国連保護軍との密接な協力の下で」という表現でNATO等に対する要請を容認していたこと、つまりNATOにとっては要請されたものです。ただし、要請されれば、NATOは必ずそれを応諾しなければならないというものではありません。

特に、NATOが要請を断らず、軍事介入したのは、NATOが1991年11月に採択した「同盟の新しい戦略的な概念」が「同盟は、国連の任務のために軍隊を提供することによって、国際の安定と平和に貢献するように求められている」としていたからです。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争でのNATOの軍事介入は、安保理決議に基づいて2つの形態で行われましたが、NATOはロンドン宣言で「すべての紛争を平和的に解決することを約束する。我々は如何なる状況においても、決して最初に武力を行使しない」としていたことに違反します。また、この後にはNATOは安保理決議のないまま軍事介入を行うというNATOの暴走がみられました。それがコソボ紛争です。

次稿では、コソボ紛争へのNATOの軍事介入について検討したいと思います。

(脱稿：2015年4月4日)